

10 附 録

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施 設 名	施設数
1	ボイラー	209
2	水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉及び加熱炉	1
5	金属の精製又は鋳造のために供する溶解炉	15
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のために供する加熱炉	48
9	窯業製品の製造のために供する焼成炉及び溶解炉	4
10	無機化学工業製品又は食料品の製造のために供する反応炉及び直火炉	5
11	乾燥炉	23
13	廃棄物焼却炉	2
29	ガスタービン	11
30	ディーゼル機関	52
31	ガス機関	12
施 設 合 計		382
届出工場・事業場数		97

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

(平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施 設 名	施設数
1	ボイラー	70
5	金属の精製又は鋳造のために供する溶解炉	4
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属製品の熱処理のために供する加熱炉	0
10	焼成炉	9
11	直火炉	1
12	乾燥炉	6
14	廃棄物焼却炉	0
15	付着油処理施設	2
35-ハ	接着テープ又はフィルムの製造のために供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設	45
35-ヘ	金属の表面加工のために供する脱脂施設	0
35-ト	化学工業品又は石油製品の製造のために供する施設のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	21
37	輸送用機械器具の製造のために供する塗装用乾燥施設	0
40	鋳造のために供するシェルモールド中子造型施設	22
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	0
45	ウレタンの製造のために供する発泡施設	0
46	接着剤塗布施設	0
施 設 合 計		180
届出工場・事業場数		47

(3) 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況

(平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施 設 名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	11
3	コンベア	33
4	破碎機・摩砕機	1
5	ふるい	0
施 設 合 計		45
届出工場・事業場数		14

(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく
粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設の届出状況

① 粉じん発生施設 (平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	4
3	コンベア	47
4	破砕機・粉碎機・摩砕機・研磨機	180
5	ふるい	5
6	打綿機・混打綿機	21
7	チップパー・碎木機	1
8	吹付け塗装機	10
施設合計		268
届出工場・事業場数		47

② 炭化水素系物質発生施設 (平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	原油等貯蔵施設	0
2	ガソリンスタンドのガソリン貯蔵施設	18
施設合計		18
届出工場・事業場数		18

(5) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

業種等名	事業場数		
	衣浦湾・境川等水域	矢作川水域	合計
畜産農業	5 (0/1)	1 (0/0)	6 (0/1)
食料品製造業	9 (4/4)	3 (2/2)	12 (6/6)
繊維工業	1 (1/1)	0 (0/0)	1 (1/1)
パルプ・紙製造業	2 (2/2)	0 (0/0)	2 (2/2)
化学工業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
窯業	1 (0/0)	0 (0/0)	1 (0/0)
鉄鋼業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
金属機械製造業	43 (13/22)	6 (3/4)	49 (16/26)
浄水施設	2 (0/0)	0 (0/0)	2 (0/0)
旅館業	14 (3/5)	2 (0/0)	16 (3/5)
飲食店等	2 (0/1)	0 (0/0)	2 (0/1)
洗たく業	29 (0/0)	7 (0/0)	36 (0/0)
病院	1 (0/0)	1 (1/1)	2 (1/1)
自動式車両洗浄施設	49 (1/1)	16 (0/0)	65 (1/1)
試験研究機関	6 (0/1)	0 (0/0)	6 (0/1)
ごみ処理場	1 (0/0)	0 (0/0)	1 (0/0)
し尿処理・下水道終末処理施設	6 (5/5)	1 (0/1)	7 (5/6)
指定地域特定施設	31 (4/4)	13 (4/4)	44 (8/8)
その他	14 (3/3)	6 (1/1)	20 (4/4)
合計	216 (36/50)	56 (11/13)	272 (47/63)

()内は、総量規制対象事業場数/上乗せ基準適用事業場数

(6) 特定建設作業の届出件数

(平成31年3月31日現在)

騒音関係係			届出件数	
法	条例	区分	騒音規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	28	1
2	2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	3	さく岩機を使用する作業	301	4
4	4	空気圧縮機を使用する作業	136	3
5	5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	0
6	-	バックホウを使用する作業	359	—
7	-	トラクターショベルを使用する作業	6	—
8	-	ブルドーザーを使用する作業	37	—
-	6	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	—	136
-	7	コンクリートミキサー等を使用する作業	—	309
-	8	コンクリートカッターを使用する作業	—	483
-	9	ブルドーザー等を使用する作業	—	924
-	10	ロードローラー等を使用する作業	—	662
合 計			868	2,522

(平成31年3月31日現在)

振動関係係			届出件数	
法	条例	区分	振動規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	41	1
2	2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	1	0
3	3	舗装版破砕機を使用する作業	6	1
4	4	ブレーカーを使用する作業	337	5
合 計			385	7

(7) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設・振動発生施設の届出状況

① 騒音発生施設

(平成31年3月31日現在)

騒音発生施設の種類		騒音発生施設設置工場等数	騒音発生施設総数
1	金属加工機械	138	1,620
2	空気圧縮機及び冷凍機	302	3,008
3	土石用破砕機等	7	14
4	織機	28	798
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	123
8	抄紙機	0	2
9	印刷機械	13	11
10	合成樹脂用射出成型機	17	329
11	鋳型製造機	0	14
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	30	71
13	送風機及び排風機	68	1,498
14	走行クレーン	8	88
15	洗びん機	2	6
16	真空ポンプ	0	105
合 計		658	7,692

② 振動発生施設

(平成31年3月31日現在)

振動発生施設の種類		振動発生施設設置工場等数	振動発生施設総数
1	金属加工機械	124	2,083
2	圧縮機及び冷凍機	226	2,326
3	土石用破砕機等	10	43
4	織機	30	370
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	1
7	印刷機械	5	55
8	ゴム練用ロール機等	2	18
9	合成樹脂用射出成形機	19	837
10	鋳型造型機	4	78
11	穀物用製粉機	0	0
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	27	84
13	送風機及び排風機	106	2,178
合 計		555	8,079

(8) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成31年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	162	1,585
2	空気圧縮機等	261	1,973
3	土石用破砕機等	9	14
4	織機	28	797
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	124
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	12	51
10	合成樹脂用射出成形機	24	313
11	鋳型造型機	0	17
合 計		541	4,879

(9) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成31年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	144	2,020
2	圧縮機	196	1,016
3	土石用破砕機等	12	47
4	織機	30	369
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	2
7	印刷機械	6	52
8	ゴム練用ロール機等	2	25
9	合成樹脂用射出成形機	28	880
10	鋳型造型機	3	63
合 計		423	4,480

(10) 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく悪臭関係工場等届出状況

(平成31年3月31日現在)

悪臭関係業種		届出件数
1 畜産農業	イ 豚房施設	2
	ロ 牛房施設	6
	ハ 鶏飼育	2
	ニ うずら飼育	0
	小 計	10
2 飼料・肥料製造業		0
3 コーンスターチ製造業		0
4 レーヨン製造業		0
5 クラフトパルプ製造業		0
6 セロファン製造業		0
7 ゴム製品製造業		1
8 石油化学工業		0
9 石油精製業		0
10 製造業		0
11 鋳物製造業		0
12 化製場		0
13 し尿処理施設		1
14 ごみ処理場		2
15 終末処理場		1
合 計		15

(11) 安城市環境基本条例

前文

私たちのまち安城は、日本デンマークを培った広大な大地と豊かな自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により産業と文化をはぐくみ、今日まで発展してきた。

しかしながら、近年、私たちの暮らしは、産業の発展につれ物質的に豊かで便利になる一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出し、身近な自然を減少させるにとどまらず、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、循環型社会の形成を目指した行動を起こさなければならない。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた公平な役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、通常の諸活動が地球環境に影響を及ぼすものであることから、すべての事業活動及び身近な日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る方針

第8条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安城市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(環境配慮型公共工事等への取組)

第10条 市は、公共工事等の施行に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境負荷の少ない施行方法を採用した環境配慮型公共工事等に率先して取り組まなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(公害の防止等)

第12条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全型農業の推進)

第13条 市は、化学肥料及び農薬の使用の抑制、有機資源リサイクルその他の環境負荷の少ない方法を採用した環境保全型農業の推進のために、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第14条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査、監視等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、指導等に努めるものとする。

(地球環境保全及び広域的連携)

第20条 市は、地球環境保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力して行うように努めるものとする。

2 市は、市の実施する国際交流を通じて、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第21条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 環境審議会

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(12) 安城市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市環境基本条例（平成13年安城市条例第13号）第22条第5項の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認めた者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境都市推進課で処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 安城市環境保全対策協議会規則（昭和49年安城市規則第9号）は、廃止する。

附 則（平成14年5月27日安城市規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日安城市規則第23号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日安城市規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日安城市規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日安城市規則第16号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日安城市規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。